

国連軍司令部の非武装地帯統制の問題点と解決法案

写真作家李時雨 (www.leesiwoo.net)

目次

1. 停戦協定上国連軍司令部の軍事統制の性格
 - 1) 南北管理区域創設時に明かされた国連軍司令部の論理
 - 2) 台城洞に対する国連軍司令部規定が明かした国連軍司令部の論理
 - 3) 国連軍司令部の軍事統制地域の性格区分
 2. 38度線以北における国連軍司令部軍統制権の法的無効性
 - 1) 1950年10月7日の国連総会決議での法的無効性
 - 2) 1950年10月12日のアンカーク臨時委員会での内部決定
 3. 非武装地帯出入問題に対する段階的解決法案
 - 1) 第一段階現状維持
 - 2) 第二段階現状拡張
 - 3) 第三段階現状変更
-
1. 停戦協定上国連軍司令部の軍事統制の性格

国連軍司令部（以下、UN司を併記）が非武装地帯（以下、DMZを併記）の出入りを不許可にしながら使用しているJurisdictionを韓国は管轄という言葉に翻訳している。しかし停戦協定には〈Jurisdiction〉や〈管轄〉という言葉はどこにも入っていない。〈軍事統制〉(military control)という単語だけがある。

UN司特別顧問を務めた李文恒（James Lee）氏は、《停戦協定14、15、16項は相手の領土、領海、領空を尊重し、侵入しないという意味だが、休戦交渉中にUN司側がKoreaを北が主張する朝鮮民主主義人民共和国と呼称することを拒否し、北側がKoreaを大韓民国と呼称することを拒否したため長期間議論をしたが、これといった方法がなく南側と北側を相手の〈軍事統制下にある地域〉と表現することに妥協を見たのだ》
1) とした。つまり停戦協定では主権と軍事制御、領土と軍事統制地域が同義語として使用されているのである。

実際に停戦協定13項1項目は西海5島について《一方が占領していても、1950年6月24日に相手が統制していた島嶼》として占領と軍事統制を関連させて叙述している。また、後で述べるが、米国は実際の公式文書を通じて韓国の一部について〈軍事占領地域〉という表現を使用した。軍事英語辞書でも〈軍事統制〉とは〈占領〉を意味している。2)

占領の概念を正確にするために米軍政と比較してみよう。米軍政の法律の専門家アーネスト・フランケル(Ernst Frankel)は1948年初め、米軍政が主権政府、自治政府、軍事占領者（軍政）の3の政府の役割をしたと自認した。3) すなわち米軍政は占領よりも征服に近かったのである。占領は主権が認められるが、征服は主権が否定される。

フランケルの定義で主権政府と自治政府の役割を除いたのが、本来国際法上の占領軍である。したがって米軍占領期を基準にすると、現在の状況を占領と規定することは実感しない。しかし、主権政府がある状況でも占領は法的に可能である。だが占領を法的に認められても、具体的な現実と状況に応じて、その強度や方式は様々な違いがある。

UN司の軍事統制の性格と関連して注目すべきは排他性である。主権の本質も排他性にあるため結局、排他性の適用範囲や強度に応じて主権との関係が規定される4) 停戦協定の後続合意書中〈私民（以下、民間人と記入）の非武装地帯出入りに関する合意〉3項によると、国連司令官の許可権は司令官個人の思いどおりである。5)

非武装地帯に対する事前承認制度は、米軍政期の38度線の対する通過制度よりもさらに排他的である6) す

なわち、双方の司令官は非武装地帯という領域に対し、出入り自体を排除する排他的管轄権を通じ、この地域を支配しているのである。7) 北側の場合は、最高司令官と主権政府が一致して排他的軍事統制が成されるのは、戒厳状態の時だけである。

しかしながら南側の場合は、国連軍司令官が韓国主権政府とは別に、米国政府の指揮を受けるため、韓国政府に対して排他的軍事統制を行使することができる場合は占領状態である。軍事統制や占領に対する法的根拠に劣らずそれが実現された歴史的根拠を確認してこそその実体に近く接近できるのである。

次は歴史的にUN司が軍事統制権のために自ら露出した論理を通じてその性格を把握してみよう。

1) 南北管理区域創設時に明かされた国連軍司令部の論理

2000年の6.15宣言で合意した南北鉄道連結事業を実現するために双方が努力した結果、2000年11月17日UN司と人民軍は非武装地帯内京義線地区〈南北管理区域〉(the Area under the Administration of the South and North)について合意した8) しかし、2002年に地雷除去作業を相互に検証するため南北調査団の軍事境界線通過を控えてUN司は、突然韓国軍にUN司の承認手続きを要求した。UN司の主張は管理権(Administration)は、韓国軍に移譲されたが管轄権(Jurisdiction)はまだUN司が行使するという理由であった。

〈管轄〉という言葉が議論の中心となった。UN司は都羅山展望台チェックポイントの入口に空色の背景で鮮やかな文字の、ここからUN司の〈管轄地域〉と表示した案内板を設置された。その後、統一部の承認を受けて訪朝しようとした青年団体のうち2人に対して政治性向を理由にUN司が現場で訪朝不許可にすることが起こった。軍事的性格ではなく、政治的性格による措置であった。

2007年、盧武鉉大統領が軍事境界線を越える瞬間にも都羅山のUN司状況室から最終承認を受けなければならなかったことが分かった。大統領もUN司管轄権行使の対象から例外ではなかったのだ。当時のマスコミはもちろん、法学者たちも管轄と管理の違いについて現実味のない主張をするしかできなかった。利害関係が激しく対立する法的用語は用語使用の起源と歴史的な脈絡を理解していないとこのように暗中模索になりがちである。

2000年11月17日からちょうど46年前の同じ日の1954年11月17日、これらの用語は軍事境界線以南、38度線以北地域の行政権移譲の際の正確な意味を持って使用された言葉である。収復地区と呼ばれるこの地域は、韓国戦争前は38度線の以北で北側に属し、戦争中は国連軍の占領状態にあり、前後の1954年11月17日に韓国政府へ行政権が移譲された地域である。行政区域上江原道高城・襄陽・麟蹄・楊口・華川・鉄原、京畿道漣川9) を含んでいる。

韓国政府は、戦争期間中にこの地域が《大韓民国の領土》であることを継続的に主張したが、1947年11月と1950年10月7日の国連総会決議と50年10月12日のアンカーク臨時委員会決議に基づいて、この地域は占領者である国連司令官が制御するようになった。1954年に至りUN司は、原則として38度線以北地域に対する韓国の法的支配権を認めていない中で、その小さな地域で発生する問題を処理するために行政権のみを韓国政府に移譲し、10) 今日に至っている。

1954年、UN司の韓国政府への行政権移譲の時、国連司令官ハル(J. E. Hull)が李承晩に送った公文書を見てみよう。

《UN司は、今、UN司の軍事占領下(under military occupation by the UNC)の38度線の北側地域を韓国の行政権(administrative control)の下に移譲するための準備ができています。》11)

米国は先ず国連司令官を通じてDMZの南側を含みここに占領地であることを明らかにした。米国の構想が反映され行政権移譲の基礎となった国連韓国統一復興委員団(UNCURK)決議文(1954.8.9)は、この地域を国連制御(United Nations control)下にあるとしたが、米国は翌日〈UN司の軍事占領〉下と修正した。12)

アンカークは国連組織であるが、UN司は米国の組織である。したがってUN司の占領とは米国の占領である。〈軍事占領〉という言葉で米国の露骨な意図が表れている。米国占領地とは韓国主権の一部が排除され

ることを意味する。しかし、韓国政府の提案を受けながらもUN司が複雑な行政業務の泥沼に陥ることを避けるために、行政権のみを移譲するというものであった。

韓国は当然反発した。1954年9月1日、韓米間のマラソン交渉で卞榮泰外相長官の立場は次のように行政権と主権を明確に区別して主権の移譲を主張した。

《韓国は行政権(administrative control)だけでなく、主権(sovereignty)を持たなければならない。ここは韓国の領土である》13)

卞外相長官の言及で明らかにあるように行政権とは統治権や主権よりも下位の概念である。行政権を意味する表現として米国は〈administrative control〉を、アンカーウ(UNCURK)は〈administration〉14)を使用した。でありながら行政権を最終的な支配権(ultimately juridically control)とは区別して使用した。また、韓国が主権を欲しいと要請したという報告をしながら、これに該当する単語にJurisdictionを使用した15) UN司が46年後の南北管理区域創設時、JurisdictionとAdministrationを区別する用例もやはり行政権移譲の議論と一致する。16)

したがって〈Administration〉は管理という翻訳ではなく、行政権と翻訳が歴史的事例と一致する17) Jurisdictionの正確な翻訳はともかく、この言葉は韓米両国間に主権として理解されたことは明らかである。1960年に再び火がついた国会の議論で、韓国はまだこれを主権として理解していることを発見することができる。申仁雨議員の抗弁に咸鍾斌議員が困惑しながらも冷静にたしなんだ部分をみよ。

《申仁雨：私たちが議論する収復地区臨時行政措置法も大韓民国主権行使により作成した法律です。咸鍾斌：休戦ラインと38度線以北の間には、一つの国際法上で見るようであれば交戦地域のようになっています...それで厳密に問いただし完全な大韓民国の主権が、行政がそこに適用されずにいます。》18)

したがって南北管理区域創設時、UN司が表明した立場を1954年の収復地区行政権移譲の延長線から見ると、DMZを軍事占領地域とみなされておりJurisdictionの保有主張は韓国主権に対する制約を意図したものであることがわかる。つまりUN司が管轄権の名前で行使している軍事統制権が韓国の主権を侵害するという表現は、無駄な憶測ではないということになる。

2) 台城洞に対する国連軍司令部規定が明かした国連軍司令部の論理

1962年11月21日の国家最高再建会議で〈京畿道坡州郡臨津面の管轄区域に郡内面を編入する。〉は、「収復地区と同隣接地区の行政区域に関する臨時措置法」(法律第1178号)が制定された。する郡内面に属する台城洞の村が問題となった。

1963年7月1日付け在韓米大使館が米8軍に送った電文には6月22日、UN司が台城洞の行政権を韓国政府に委任する問題に反対する国務省の指示がはっきりと明かされた19) すなわち停戦協定上DMZに対する行政権は、UN司にあり、韓国政府に一部でも委任されてはならないというものである。

朴正熙政権が援用しようとしていた38度線以北地域の行政権移譲で注目して見ることができる。韓国側は〈軍事境界線以南〉を一貫して主張したが、米国により〈非武装地帯以南〉に最終決定されたことである20) 朴正熙政権としては、軍事境界線以南の非武装地帯南側の地域も当然行政権移譲地域に含まれると考えたのかもしれない。しかし、これは最終的な行政権移譲地域とは差があった。米国務省は、停戦協定上の非武装地帯に対する行政権は、韓国に移譲されていないことを前提に、この地域の行政権がUN司の権限下にあることを確認したものである。

この文書で、もう一つ重要に明らかになったのは、停戦協定に対する解釈は、国連軍司令官と韓国政府の合意により決定することがなく、唯一米国務省の法律顧問室を含むワシントン法務当局(legal authorities in Washington, including the Office of the Legal Advisor, Department of State)の解釈に従うことを明示したものである。UN司の管轄権が米国の管轄権であることを明らかにしたものである。

台城洞に対するUN司規定525-2(UNC Regulation 525-2)は民事行政を次のように定義している。《米軍が駐留する敵対地で土着民間政府が樹立されるまで、外国政府が行政、立法および司法権を行使するために、外国

政府が樹立する行政》21) ここでいう外国政府と当然、米国政府のことある。続いて、次のように述べている。

《韓国の関係政府機関が大城洞のすべての責任を引き継ぐことができるようになるまで、台城洞作戦地域で民事行政救済事業を提供する》

つまり韓国政府は、現在の台城洞に対するすべての責任、すなわち立法、司法、行政権を引き受けていない状態である。実際に台城洞の住民に投票権が与えられたのは1967年からである。村入居初期14年間は参政権が制限されたまま暮らしてきた22) 司法権に関連しては、1953年7月30日、第3回軍事停戦委員会の会議で合意された将来合意《O》DMZでのMP（憲兵）、すなわち軍人が民政警察の機能を遂行するように許可した文書23) がある。司法管轄権がどのように動作するかを見せてくれた代表的な事例が金勲中尉事件だ。当時の<朝鮮日報>の記事を見てみよう。

《軍関係者は、国連軍司令官はJSA地域に対する作戦統制権を行使するだけで、韓国軍将兵の人事-行政権は韓国側にあり、捜査権については文書規定がないため、米軍側の行為に対して主権侵害の是非をもたらすことができる」と指摘している。米軍側は韓国側の捜査協力要請にも消極的であったり、否定的な反応を示し、韓国側が捜査に困難であった。去る6月11日、陸軍検察部は米8軍司令官法務参謀に小隊員調査、現場検証、銃声実験などのためのJSA出入協力公文書を発送したが、米軍側は現場検証と小隊員調査は可能だが、銃声の実験はすでに実施したため遺族は軍作戦地域の特性上出入りが不可能という理由でを拒否した。》24)

韓国軍は、UN司の主権侵害について激高していて<朝鮮日報>でもこのような軍内部の気流を余すところなくに報道した。2012年、UN司規定の改正以前はJSAと同じ規定が適用される大城洞もUN司が犯罪者を村から追放した後になって、DMZ外の警察が逮捕することができた。25) これは1982年4月6日付で改正され、2012年まで持続したUN司規定と民事例規に基づくものであった。2012年からUN司の規定が緩和された。

《台城洞作戦地域の場合、大韓民国政府はUN司の管理下で要求され実行される民事行政救済事業を除いては、現在、地方政府の基本的な機能のほとんどを提供する。したがって、米国政府は、大城洞作戦地域で民事作戦を許可しては無くUN司は現在の停電期間中にはこれらの作戦に関与しないであろう。》26)

よく知られているように台城洞の住民は、大韓民国国民の4大義務のうち、納税と国防の義務が免除される。一方、住民は土地の所有権を持つことができず、耕作権のみを許可される。施設と農地を含む大城洞の営農や財産権を他人に譲渡しようとする場合には、常に、国連軍司令官の事前承認を必ず受けなければならない。27) 韓国の主権が完全におよばないということである。言い換えれば、完全な主権の行使が排除されているのである。UN司の台城洞民事行政法規にはこのような立場が次のような文章で表現されている。

《台城洞は停戦協定の追後合意書に基づき許可され、大韓民国政府の同意と支援の下、UN司が設立した。》28)

韓国領土の一部にUN司が創設し、法的に支配する地域が台城洞である。これは、韓国政府の主権を放棄する内容であるため、当然のことながら、国会批准を受けた法的文書があるはずだが、そのような文書はどこにも存在しない。むしろ1962年11月21日、台城洞を行政区域に編入させた法律と衝突している。UN司の規定は、緩和されているが、これはいつでも強化されることを住民は知っている。UN司の台城洞民事行政規定の題目にはには、〈軍事作戦〉という言葉がまだ付いている。民政業務は占領政策であり、占領政策は最終的に軍事作戦を目標とする。

このように韓国民の要望とは異なり、UN司は軍事統制、すなわち占領権を主張しているのだ。これを冷徹に見なければその場しのぎにとどまるだけである。文在寅大統領が就任演説で明らかにしたように主権を守護して同盟を強化させるためには、停戦協定に対する冷徹な状況認識が前提にならなければ目標と準備課題とマイルストーンを設定することができるだろう。

3) UN司軍事制御地域の性格区分

問題解決に少しでも有利であれば、事案を詳細し区分をして順序を定める必要がある。漣川高浪浦里は38度線と軍事境界線が交わる支点である。したがって高浪浦里を中心に東西の軍事統制規定に微妙な違いがある。高浪浦里西部の陸と漢江河口の西海5島は停戦協定のみが適用され、高浪浦里東部は停戦協定と54年の38度戦以北の行政権移譲決定文が適用される。この地域のうちDMZは、行政権移譲決定文が適用されない。

一方、非武装地帯以南、つまり韓国地域は主権が確立されているが、停戦協定上は未だ国連軍司令官の軍事統制地域である。UN司の停戦協定業務というのは、DMZのみを対象とはしないという点である。国連軍司令官の軍事統制区域がDMZ南側と漢江河口、西海5島だけでなく、韓国地域全体というのは停戦協定13項と43項、59項等を通じて明らかに確認される。(29)

38度線以北地域行政権の移譲議論当時の卞栄泰首相兼外相の国会質疑への回答を見ると、38度線以南に対する国連軍司令官の軍事統制権限まで認め与えたことを知ることができる。

《38度線以北の収復地区にも38度線以南の戦闘地域におけるの同様に、国連軍司令官が、その軍事用務上、管理する特権権限をそこで享有する、このような了解の下で、また交渉を再び進行させよう。このような回答が来て、それは当然のことなので……そりゃ問題はありませんから戦闘地区である以上は以南以北の区別することなく、戦闘司令官として権利を持たせるのは当然のことである。このように答えすぐに交渉を再開しようとしたのです。ところが、これをもじさっとみると主権に関係がないかでしょうが実際に戦闘地域においては国連軍司令官に委任しました。そのため、そのような点において私たちが会談を開いて話した後、移譲をしようとして昨日再度そちらの代表三名の方とお会いして、完全に移譲手続きをすべて終えました。》30)

卞栄泰は〈38度線以北も38度線以南の戦闘地区のように国連軍司令官が軍事用務上、特権を享有する〉という言葉が何を意味するのかを見落としてUN司の立場に同意してくれたものと思われる。おかげで米国は、1950年11月17日を期して、韓米相互防衛条約が発効され、米韓合意議事録が締結されながら軍事境界線以南全体に軍事統制権を拡大された。このように、政府当局者の無知によりUN司の軍事統制権を主権の範囲内に縮小させることができた機会を逃してきたのだ。

〈表1〉UN司軍事統制地域と統制根拠

軍事統制地域区分	軍事統制の根拠
漣川高浪浦西部38度線以北	38度線以北地域行政権の移譲決定文+国連臨時委員会決定31)
漣川高浪浦東部非武装地帯	停戦協定
漣川高浪浦西部非武装地帯	停戦協定
非武装地帯以南韓国全地域	停戦協定

2. 38度線以北UN司統制権の法的無効性

UN司の論理通りなら、38度線以北地域のUN司占領地域に対する軍事統制権は行政権の移譲を通じても消滅されなかった。また、これを根拠に非武装地帯でも主権を制約している。したがって、非武装地帯の主権を回復するためには、これらの根拠を徹底的に検討して無効化させる作業が進められなければならない。

1954年11月17日、収復地区行政権移譲は、国会批准がなかったので法的効力を持たない。したがって、この問題は、主権次元から見れば、論理的には単純・明確である。論理の問題ではなく、決心の問題である。

しかし、国連軍司令官が38度線以北地域の主権を制限し、最終的な支配権を主張する国連関連二つの根拠については、考察が必要である。一つは、1950年10月7日、国連韓国統一復興委員団(UNCURK)創設に対する国連総会決議であり、第二は、この決議によって再び創設されたアンカーク臨時委員会の10月12日の内部決定である。十分な議論は今後の先送りにし、二決議の法的無効性を擁護する論旨に対してのみを見てみよ

う。

1) 1950年10月7日、国連総会決議の法的無効性

1950年10月1日、38度線以北への北進が行われながら、朝鮮民主主義人民共和国（以下、原文通り北韓と記入）占領と占領地域の統治問題が課題として出た。1950年8月1日以降安保理議長国になったソ連が参加しながら拒否権を行使すると、安保理は麻痺状態となった。これに米国は安保理に代わり総会を利用する方法を考え始め、国連憲章を奇妙に解釈して総会を準備した。その結果、総会では10月7日決議が採択された。Grossはこれに対して内政不干渉を明らかにした憲章第2条4項に違反との見方を表明した。32) とにかくこの総会決議は、政治的文書のみだけで憲章上の法的文書ではない。

内容を第二として憲章の規定の衝突だけを見ると、二つの問題に纏められる。一番目は総会決議が安保理の一次的責任を規定した第24条第1項の代わりにすることができるかの問題で、二番目は総会決議が勧告ではない措置、つまり憲章7章の軍事的強制措置を決定することができるかの問題である。

一番目の問題の憲章第24条第1項は、安全保障理事会の国際平和と安全維持に対する一次的責任を明記している。しかし、安保理が常任理事国の一部の反対により一次責任を果たせない場合、米国は総会がこれに対して関与する権限ないし責任があると解釈した。一次的が排他的であることを意味せず憲章第14条が総会の《平和的調整のための措置を勧告》する権限を認めているからだという。33) 米国のこのような立場は、10月決議を事後正当化するために提出した11月3日の〈平和のための団結〉決議案によく表現されている。

しかし、これは誤った解釈である。なぜなら常任理事国の拒否権行使を許容した憲章第27条3項があるため、拒否権行使が絶対に安保理の一次的責任の失敗と見ることはできないからである。安保理自ら安保理の一次的責任の失敗かどうかを判断するまでは、合理化することができないコメントである。34)

ただ、2000年以降、国際司法裁判所(ICJ)は安保理の議題に残ってはいるが、安保理が最近決議を採択していない出来事に対して勧告権限があることを第12条の解釈を変更したことはあります。当時、国連法律顧問(Legal Counsel of the United Nations)は、総会が憲章第12条の《任務を遂行している間は》の意味を《この時点で任務を遂行している間は》と解釈したという意見も提示した。35)

このような事実をもとに、裁判所は《総会と安保理が国際平和と安全の維持に関する同一事項を同時に扱うことが時間の経過とともに増加する傾向にある》と指摘し、《変化した総会の承認された慣行は憲章第12条1項と両立する》と結論。36) 成文化された硬性法(国連憲章)ではない政治的決意を通じた今後の合意や、今後の実践による延性法(Soft Law)理論である。

しかし、ICJが総会の《受け入れられた慣行》と摘示した決議は、1960年代の総会決議としては以前の決議は、これに該当しない。したがってアンカーク創設決議はもちろんのこと、平和のための団結決議など韓国戦争当時の総会決議がいわゆる二次的責任と解釈される余地はないと見るのが妥当である。

二番目の問題は、総会決議の範囲に軍事措置が含まれているかの問題である。

1950年6月27日の安保理の勧告決議は、北韓の武力攻撃を38度線まで撃退するためのものであった。37) 38度線以北へ北進のための軍事的強制措置の安保理決議はなかった。10月7日付、国連決議も特に38度線横断を承認しなかった。38) それでもこの決議は、すでに北進したUN司の38度線以北占領を前提にしていた。占領のための軍事作戦なく北に新しい政府を創建する方法はないからだ。語る議論よりも語らない黙認方法を選択したのである。

したがって、この決議は何を語ったではなく、何を語らなかったが重要であった。よって米国はこれを事後正当化すべき立場に置かれ、一カ月後に〈平和のための団結決議〉で総会の二次的責任を遂行するため、集団的措置(collective measures)に関する適切な勧告をしなければならないと規定した。そして、これらの措置には平和の脅威または、侵略行為に対応するため必要な場合には、武力を使用することを含んでいた。米国の意図は、10月7日の総会決議に暗黙的に含まれているUN司の〈軍事的強制措置〉を正当化するためのものであった。

しかし、憲章第11条2項の〈措置〉は、唯一安保理だけができるもので、国連憲章第7章に基づく安保理の措置である〈強制措置(coercive or enforcement action)〉だけを意味する。39) 憲章39条による措置は勧告することができず決定しなければならない。40) この後にも総会決議は、平和維持活動の決議のためだけに援用され、平和の脅威または、侵略行為に対する武力使用のために使用されたことはない。40) したがって、10月7日、国連総会決議が黙認しているUN司の38度線以北の占領のための軍事作戦は、国連憲章によって法的根拠を持つことができない。

これは決議文だけではなく、歴史的事実根拠によってさらに明確に確認される。国務省の韓国担当官エマーソン(John K. Emmerson)は、1950年9月22日、「韓国戦終戦計画」(Program for Bringing Korean Hostilities to an End)を作成した。41) マッカーサーは、10月1日に北進を命令し、10月2日にエマーソンは〈北朝鮮占領(The Occupation of North Korea)〉というタイトルの指針を作成した。

この企画案は、占領政策を三段階に分けた。第一段階では、組織的な抵抗が終息し、国連韓国委員団が北韓に到着するまでに、北韓の主要都市を国連軍が占領し、ここで北韓軍を武装解除し、一般人に対するスローガン、基礎的行政業務再開、必須での政府人事の補充などの業務を行うものであった。第二段階は、国連韓国委員団が北韓に到着して総選挙を準備する段階であり、第三段階は、総選挙を実施して国連軍が撤退する段階であった。米国による北韓占領構想は、10月2日のマッカーサーのUN司作戦命令の第2号および、その付録(10月7日)と10月9日の米8軍の行政命令を通じて明らかになった。44)

米務省は国連軍の北進を印加して、新しい国連機関を設置する決議案の準備手続きに入った。ソ連が安保理で拒否権を行使することを避けるために、総会に提出する案を用意して米務省当局者は、米国の友好国に代表と非公式の接触を持ち、この決議案が通過できるように支持してくれることを要請した。45)

10月3日、米陸軍部はマッカーサー国連軍司令官に〈北韓占領下書き〉を送った。この占領案に提示された〈北韓での民政業務関連命令〉は、マッカーサーを38度線以北地域の軍政官に委任し、占領業務を管掌するために必要様々な政策を規定した。

まず、命令指揮関係上、国連が北韓占領問題を管掌する最高権威機関であり、米合同参謀がこれを遂行する機構として選抜され、マッカーサーは合同参謀の指示を受けて報告する義務を持つようになった。ところがこの命令書は、マッカーサーにとって国連が構成する機構と十分な協力と支援をして可能なアドバイスと提案をするが、その機構に依存するのではないと明示した。46)

10月7日の決議にはUNCURKが到着するまで、臨時委員会が国連統合軍司令部に対し、協議してアドバイスするようにした。これはエマーソンが作成した占領政策一段階で組織的な抵抗が終息し、国連韓国委員団が北韓に到着するまでに国連軍が占領業務を行うというガイドラインと一致する。UNCURKがUN司を指揮するのではなく、UN司がUNCURKを動かして目的を実現させていたのである。

北韓での国連統治は、国連機関が直接民事行政を担当するものと考えがちだが、実はそれがUN司、具体的に言えばマッカーサー司令部の軍政に過ぎないものであった。また、既存の国連委員会を取り替えることによって構成された国連韓国統一復興委員会(UNCURK)は、なんの影響力がない諮問機関であるだけだった。

10月28日、ワシントン政府がマッカーサーに送った民事行政のガイドライン(Civil Administration Directive)は、この点を明示している。この指示によると、北韓を占領したのは明らかに国連軍司令官であるマッカーサーであり、単に国連の名を使っただけであった。47)

国連憲章2条7項によると、7章の軍事強制措置の決議がなければ、国内管轄権に干渉することができなかつたため、米国が占領国になると憲章違反国になる。したがって、7章の安保理決議もなく占領を開始した米国としては国連の名前さえ使用することができなければ厄介な状況になるところだった。

それで国連が派遣した機関にマッカーサーは協力と支援をして彼らのガイドラインを受けるが、それは彼の任務遂行に支障がない限りであった。しかもマッカーサーは彼らの直接的な管轄下になることはなかった。したがって実情を見ると、10月7日のアンカーク創設決議が憲章上合法根拠を持っているという見解は疑わしい。

10月7日のアンカーク創設決議で北韓政府不認定の部分は北韓の国連加盟に、アンカーク創設部分は1973年にアンカークの解体により実効性が消滅した。まだ実効的に機能している部分がアンカーク－UN司関係部分である。したがってUN司の問題だけでなく、統一過程の国際法的根拠を用意するためにも、アンカーク創設決議の無効化のための国連次元としての努力が求められる。

2) 1950年10月12日アンカーク臨時委員会の内部決定

10月7日の総会決議によりUNCURKが韓国に到着するまで、各国政府は韓国臨時委員会を構成するように規定されていて韓国臨時委員会は、1950年10月10日から11月15日の間にレイクサクセスで会議を開催した。10月12日、オーストラリア代表は、次のような内容が含まれている決議案を提出し、これを通過された。

《UN司によって占領された地域の統治と民事行政に対するすべての責任を、国連韓国統一復興委員団がこの地域の行政を考慮することになるまでは、統合軍司令部が臨時に担当することを勧告して...》48)

UNCURKのアドバイスを受けることになっていたUN司の代わりに、占領統治と民事行政権を付与したものである。そして、その期間もアンカークが韓国に到着するまで、行政を考慮する準備ができるまでに任意延長された。これは総会決議を超えた過剰なものであった。また、これは国連総会決議ではなかったし、UNCURKの決議でもなかった。UNCURK到着まで一ヶ月程度の過渡期の任務を与えられた臨時委員会の内部決定だけであった。

しかし、たとえUN司がアンカークの占領統治権を受けたとしても明確に記述されているように、それは〈臨時〉であった。UNCURK委員団は、日本に到着して数回の会議を開催した後、11月26日、ソウルに到着して活動しながら12月に釜山に移動した。49) したがってUNCURKがソウルに到着した11月26日にUN司はアンカークにすべての統治と民事行政権を移譲すべきであった。

しかし、その〈臨時〉が1954年38度線以北の地域の行政権移譲時に復活し、2000年の南北管理区域の合意時に再復活して、今日まで続いているのだ。さらにUN司が占領統治権の移譲を受け、アンカークは1973年に国連総会決議によって解体された。それでもUN司が占領と民事行政権を引き続き行使しているのは、国連憲章とその精神の重大な違反として疑心される。

3. 非武装地帯出入問題の段階的解決策

一か八かなるようになれば問題を解決するための方法ではない。相手を説得することができる論理と強制する力も持たなければならない。主権の次元と国連の次元で重層的段階と有機的経路を作成することが必要である。段階区分を中心に問題解決の順序を考えてみる。

1) 第一段階、現状維持

現状維持の段階は、現在の法的根拠を最大限肯定的に利用する。停戦協定とその後続合意書とUN司の規定などを活用する。これらの規定通りに実行されれば今よりはるかに改善された環境を作ることができるからである。一種の遵法行動である。

すでに適用されている部分がある。南側が北側が掘ったと主張する非武装地帯地下トンネルなどの一部の安保観光地は、非武装地帯の中だが数万人の観光客が国連の許可手続きなしに出入りしている。UN司の行政力は、このような需要を審問することはできない。

非武装地帯の非武装化のためのモデル事業として、JSAを選んだのは長所と短所があった。もしJSAが成功すれば、唯一のUN司兵力があるため、非武装地帯全体に拡散することは瞬時であったはずである。JSAが失敗したのは、まさに同じ理由である。東西南北管理区域の現場統制を除けば、唯一のUN司兵力があるところで、したがって占領行政が可能なところであるためUN司が自己原則に固執することができた。

しかし、他の非武装地帯と漢江河口にUN司兵力は皆無である。UN司参謀将校が1年に1回程度ずつ前方GPを

巡回し報告を聴取することがすべてである。したがって次はUN司の行政力がおよばないところで試して実践を作り、UN司を説得する順序を考慮してみることができるであろう。

停戦協定と停戦協定付属合意書の中で民間人の非武装地帯出入りに関する合意 50) に基づいて、第2、第3の台城洞村を作る。鉄原近北面、楊口水入面、麟蹄瑞和面など戦前の村があった非武装地帯地域に村入居、出入営農などを実施する。合意に基づいて非武装地帯を民統線（民間人統制区域）化する。つまり民統線通過制度並みに非武装地帯の通過制度を緩和させるものである。

漢江河口は漢江河口南北管理委員会を作って航行などをはじめと民間人の河川利用を実現する。現在停戦協定上の民間船舶の航行のみが可能なためまず南北民間管理委員会から作る。北側との合意がなされる前であっても、南側の漁場制限を緩和し、船舶安全操業守則を改訂し、停戦協定5項や停戦協定付属合意書の中で漢江河口航行規則を適用しながらUN司規定に存在しない実践領域を創造的に開発する。これに加え停戦協定13項を根拠に鉄条網と地雷を撤去する。

この段階は、停戦協定の遵守を通じた準法的措置を基本とする。したがって、すでに合意されている9.19南北軍事合意書の規定を現実化させ、制度の水準にまで発展させることができる基盤を準備する。

2) 第二段階、現状拡張

停戦協定付属合意書の中で民間人の非武装地帯出入りに関する合意 51) に基づいて、1955年6月27日から当事者から配偶者と子供たちを対象として拡大した前例がある。現在の台城洞は農業労働者、作業人などの出入りが頻繁になっていて、小学校の廃校を防ぐために非武装地帯外でも生徒を受け入れはじめた。また、台城洞に対するUN司規定が徐々に改正され、立法と司法権行使の範囲を徐々に広げてきた前例がある。飛行禁止区域に対するUN司規定を変更するようにして農業防除用ドローンの制限的な使用が可能になった前例もある。

行政需要は減少よりも増加することが発展する傾向である。行政権の範囲を積極的に拡大することにより、主権の拡張を試みものの、環境との調和を考慮して拡張の限界を設定する。

3) 第三段階、現状変更

現状変更は法的根拠を消滅させる過程が核心である。国会では38度線以北の行政権移譲文書の無効を宣言し、UN司との新しい関係を確立する協定を締結する。外交部では1950年10月7日、アンカーク創設に対する国連総会決議と10月12日の臨時委員会の決定でUN司の占領統治権、民事行政権の委任部分を無効化させるための国連外交を繰り広げる。国防부는各段階ごとにUN司規定(UNC Regulation)、UN司交戦規則(UNC Rule of Engagement)を状況に合わせて修正・緩和する交渉を進める。

これら蓄積された分断法制の無効化や制・改正を踏まえ、DMZでの行政権と最終的支配権の移譲作業を完了していく。これによりUN司が停戦協定全文に明示した純粋な軍事的性格の最小限の器具のみ残す。UN司停戦関連業務と連合危機管理権などを戦作権還収リストに含ませ停戦管理でUN司依存性を大幅に縮小させる。

これらの段階的な方法と飛躍的方法を有機的に配置し、停戦協定の中で平和協定に進む内在的根拠を設けていく。停戦協定下でも、非武装地帯の平和公園などを実現する基盤を造成する。

〈尾註〉

1) 李文恒、『JSA-板門店』(図書出版ソファ,2001),p.94.

2) Military Control : The control of a country by military forces of a foreign power - occupation(<http://www.wordwebonline.com/en/MILITARYCONTROL>) 翻訳すれば、軍事統制：外勢の軍隊による一国の統制-占領

3) Ernst Frankel, 《Structure of United States Army Military Government in Korea》; Chung Yong-Wook編、『解放直後の政治社会史資料集』、第2巻、(タラッパン,1994).

4) 海洋での通航制度と関連して比較すれば、許可の承認制度は、事前通告制度(Prior-notice of passage)よりもはるかに強力で排他的であり、事前通告制は通過通航制度(Transit Passage)や無害通航(Innocent Passage)制度より排他性が強い。つまり許可が申告よりもはるかに排他性が強い。Kim Dal-Joongほか、『韓国と海路安保』,(法文社),p.344,552参照.

5) 3.一方の軍事統制地域に入り戻ってくることに對する許可は、停戦協定第8項の規定により、これを付与し各司令官が個別的に、また、彼らがそれぞれ必要に応じてこれを処理する。

《AGREEMENT ON ENTRY INTO AND DEPARTURE FROM THE DEMILITARIZED ZONE BY CIVILIANS》INDEX TO AGREEMENTS SUBSEQUENT TO THE SIGNING OF THE ARMISTICE AGREEMENT TAB 《F》(Revised 23 March 2017)

6) 米ソ共同委員会で、米国側の議題の原案の中には38度線に沿って設置されたすべての軍事要塞を撤去して観測警戒所だけを設置し、統制許容制度(System of Controlled Permits)に応じて、次のような人物や物資が米ソ軍事責任分界線を通過できるように許可するとした。

a. 次のような人物

1. 永住のために帰郷する人
2. 商業に従事している人
3. 公務を遂行中の人
4. 特別な使命を持つ人
5. 特別に合意された人

b. 生産材と消費材

c. すべての種類の輸送手段

(Report of POLAD H. Merell Benninghof, Feb 15, 1946, sub: United States-Soviet Joint Conference, Transmission of copies of certain documents in connection therewith-To Secretary of State: 740.00119 Control(Korea)/2-1546; CLホッグ、『韓国分断報告書』(プルピツ、1992), pp.392-394) この案に合意されなかったが、当時38度線通過制度が統制許容制度を標榜しながらも、実際の内容ではほぼすべての民間人に対する自由往来を保証している点で、停戦協定の事前許可制度よりもはるかに排他的であったことを知ることができる。つまり制度をどのように運営するかによっても排他性は変化することになる。

7) Democracyは、Demos (地域住民) とcracy (政治) の合成語であるが、地域への居住と通過が自由な人たちが政治の主体として想定されたものである。したがってある地域への居住、通過が排他的権力によって拒否される場合は、政治を通じて権利を実現できる道が封鎖されるものである。Hwang Tae-Yeon, 地域覇権の国,(ソウル: ムダンメディア, 1997), p.29参照

8) 《Agreement between the United Nations Command and the Korean Peoples Army on Opening Some Area of the DMZ (West Side - 17 November 2000)》, INDEX TO AGREEMENTS SUBSEQUENT TO THE SIGNING OF THE ARMISTICE AGREEMENT TAB 《W》(Revised 23 March 2017)

9) 漣川高浪浦里は38度線と軍事境界線が重なるところで分断と停戦の歴史が二度も貫通した象徴的な場所である。

10) 韓モニカ、「国連軍司令部の〈修復地球〉占領政策と行政権の移譲(1950~54)」,(歴史批評, 2008), p.361

11) Text of my letter to President Rhee. From Tokyo CINUNC To Secretary of State No: C-69271, Aug 10, 1954 (Army Message)

12) 1954年8月9日、アンカークが採択された決議は、〈国連の統制(UN control)下にある38度線以北地域〉と表現したが、UN司の修正後の1954年、アンカーク報告書でもこの決議文を紹介した多くの説明で〈統合

司令部の軍事占領(military occupation)下にある38度線以北地域」と表現した。(A / 2711,REPORT OF THE UNITED NATIONS COMMISSION FOR THE UNIFICATION AND REHABILITATION OF KOREA,1954.1.1.) p.7

13) Edward C. Keefer.Ed, 《The Ambassador in Korea(Briggs)to the Department of State SEOUL,September 1,1954-8p.m》 Foreign Relations of the United States 1952-1954 VolXV,Korea(in,two parts)Part 2,(Washington : United States Government Printing Office,1984),p.1867

14) 〈UNCURK adopted a resolution recommending transfer of administration of the area to the Republic of Korea〉 (UNCURK Report,1954,United Nations document A / 2711,pp.4-7). Foreign Relations of the United States 1952-1954 VolXV,Korea(in,two parts)Part 2,(Washington : United States Government Printing Office,1984),p.1866

15) 〈Beginning in August 1953, the Republic of Korea requested that it be given jurisdiction over territory north of the 38th Parallel under United Nations Command control〉 Foreign Relations of the United States 1952-1954 VolXV,Korea(in,two parts) Part 2,(Washington : United States Government Printing Office,1984),p.1865

16) 《私たちは、韓国の行政的、最終的な支配権下38度線以北地域を効果的に移譲するためアンカークの措置に速やかに同意しなければならない。》(we should promptly agree with UNCURK measures to effect transfer area north of 38th parallel to ROK control,administratively and ultimately juridically),Edward C. Keefer. Ed, 《The Ambassador in Korea(Briggs)to the Department of State SEOUL,June 18,1954-6p.m》 Foreign Relations of the United States 1952-1954 VolXV、Korea(in、two parts)Part 2,(Washington : United States Government Printing Office,1984),p.1809 最終支配権(ultimately juridically control)が司法管轄権でないことは明らかである。当時、行政権を超える上位概念で議論されたからである。韓国では主権 - 行政権の構図を理解して議論したため、最終的支配権程度に翻訳されたのが妥当であろう。しかし、アンカークの勧告とは異なり、米国のUN司は主権全体ではなく行政権だけを委譲した。

17) まだ学界では管理権という用語が通用している。例えば《UN司からの非武装地帯通行に対する権利移譲と南北協力事業の管理権移譲》云々がそうである。(Lee Geon-Tae,「南北陸路通行活性化のための通行保障措置に関する研究」、中央大学大学院修士論文,(2012),p.73)

18) 「臨時行政措置法廃止提議」、国会議事録5代37回65次国会本会議,(1960年12月29日),p.21

19) To Colonel James Taylor,Jr. Assistant Chief of Staff,G-5 Eighth United States Army From American Embassy,Seoul(July 1,1963)SUBJECT : TAE SONG DONG : Proposed Letter to ROK Minister of National Defense,REF : Your Memorandum of 22 June 1963

20) 1954年7月10日、国務省に送る通信文で駐韓米大使は非武装地帯と38度線の間を言及した。ところが、28日にワシントンで開かれた韓米当局者会談で李承晩は軍事境界線と38度線の間を要求した。しかし、最終的に8月9日のアンカーク決議案は、米国の言及通り非武装地帯以南とした。卞榮泰長官から行政権移譲を9月4日に合意したという報告を聞く9月6日までも議員たちは、軍事分界線以南に確信していた。《United States Summary Minutes of the Second Meeting of United States Republic of Korea Talks、July 28 ,1954,10 a.m 》 Foreign Relations of the United States 1952-1954 VolXV,Korea(in,two parts)Part 2,(Washington : United States Government Printing Office,1984),p.1830、 p.1848; 国会議事録3代19回40次国会本会議(1954年09月06日)行政権移譲の質問,p.23

21) UN司規定525-2,軍事作戦台城洞民事行政、2012年3月23日,p.14

22) Kim Hak-soon, 《Tales of Two Koreas》,KOREANA,2015秋

23) 国連の規定525-2,軍事作戦大成洞民事行政、2012年3月23日,p.12

24) <朝鮮日報> 1998.12.11; <http://www.chosun.com/w21data/html/news/199812/199812110371.html>

25) 韓国の世論を反映したように、2012年の改正されたUN司規定は、次のように変わった。《韓国の警察の調査当局が現場に到着するまで犯罪発生地点と疑われる現場を維持するために坡州警察署と協力および支援を提供》。UN司規定525-2,軍事作戦台城洞民事行政、2012年3月23日,p.10

26) UN司規定525-2,軍事作戦台城洞民事行政、2012年3月23日,p.10

27) UN司規定525-2,軍事作戦台城洞民事行政、2012年3月23日,p.8

28) 《AGREEMENT ON ENTRY INTO AND DEPARTURE FROM THE DEMILITARIZED ZONE BY CIVILIANS》INDEX TO AGREEMENTS SUBSEQUENT TO THE SIGNING OF THE ARMISTICE AGREEMENT TAB 《F》 (Revised 23 March 2017);UN司規定525-2,軍事作戦台城洞民事行政,2012年3月23日,p.7

29) 以下は、停戦協定上の軍事統制という言葉が使用された条項に一部である。重点は筆者がした。

5項. 漢江河口の水域として、その一方の江岸が一方の統制下にあり、その片方の江岸が他の一方の統制下にあるところは、双方の民用船舶の航行にこれを開放する...各方の民用船舶が航行するにあたり、自己側の軍事統制下にある陸地に船をあげることは制限されない。

8項. 非武装地帯内のどのような軍人や民間人でも本人が要求する地域司令官の特定な許可がなければ、いずれか一方の軍事統制下にある地域にも入ることを許可しない。

13項ㄱ目. 沿海島嶼という用語は、本停戦協定が効力を発生するときに例え一方が占領していても、1950年6月24日に相手が統制していた島嶼...

13項ㄷ目. 埋葬地点が記録され、墳墓が確かに存在していることが判明している場合は、本停戦協定が効力を発生した後一定の期限内に、軍事統制下にある韓国地域に相手の墳墓登録人数が入ることを許可...

14項. 本停戦協定は、双方の軍事統制下にある敵対中の地上軍事力量に適用され、これらの地上軍事能力は、非武装地帯と相手側の軍事統制下にある韓国地域を尊重する。

43項. 中立国監視組は下記した各出入港に駐在する。国際連合軍の軍事統制地域、仁川、大邱、釜山、江陵、群山。

59項ㄱ目. 本停戦協定が効力を発生する当時に国際連合軍総司令官の軍事統制地域にある者として、1950年6月24日に本停戦協定に確定された軍事境界線以北に居住したすべての私民に対しては本人たちが帰郷したい場合、国連軍総司令官は彼らが軍事境界線以北の地域に帰ることを許可して協力する。

ㄴ目. 各方の司令官は、責任を持って本目規定の内容を本人の軍事統制地域に広く宣言し、また適切な民政当局が相手側の司令官の軍事統制地域に行くことを希望する、すべての外国籍の民間人に必要な指導と協力を与えるようにする。

30) 『国会議事録3代19回40次国会本会議』(1954年09月06日)p.25

31) 国連臨時委員会決定とは1950年10月12日、国連韓国統一復興委員団臨時委員会で国連軍司令官に臨時的に国連韓国統一復興委員団の統治権を移譲した内部決定をいう。これに基づいてUN司が38度線以北地域行政権移譲の主体となったのである。

32) L. Gross, American Journal of International Law, vol.52(1958), pp.164-165. ; Jo Si-Hyeon, 「韓国戦争の国際法的性格」、『ソウル大学法学』41巻2号,(2000年),p.34

33) Certain expenses of the United Nations(Article 17, paragraph 2, of the Charter), Advisory Opinion of 20 July 1962, ICJ Reports 1962, p.163; Kim Hyeon-Jeong · Kim So-Yeon, 「国際法と国際政治の接点としたソフトでの役割 - 国連総会〈平和のための団結〉決議の条約法上効果を中心に」、『東亜法学』, Vol.0 No.76,(2017),p.152

34) このような立場は、Bruno Simmaなどによっても主張された。 Bruno Simma et al.(eds.),The Charter of the United Nations : A Commentary,Vol.1,(Oxford University Press,2012),supra note 43,p.512;Kim Hyeon-Jeong・Kim So-Yeon,「国際法と国際政治の接点としたソフトでの役割 - 国連総会〈平和のための団結〉決議の条約法上効果を中心に」,『東亜法学』,Vol.0 No.76,(2017),p.152

35) Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory,Advisory Opinion,ICJ Reports 2004,p.149,para.27.

36) ICJは,1962年の〈国連の特定警備事件〉に関する勧告的意見でこのような趣旨で解釈した。 Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory,Advisory Opinion,ICJ Reports 2004,pp.149-150,paras.27-28.

37) 《... 38度線まで軍隊を撤退させることもなく、また、その報告は、国際平和と安全のために緊急な軍事的措置を要求しているという事実に注目し、また、平和と安全を得るために国連の迅速かつ効果的な措置を要請する大韓民国政府の訴えを受け入れ、国連加盟国に武力攻撃を撃退させて国際平和と安全を回復するために必要とされる援助を大韓民国が提供してくれることを勧告する。》 U.N. document S / 1508 Rev 1,June 27,1950

38) 米国代表は38度線横断承認は、6月27日付の安保理決議案によって密かに行われたと主張した。インドの代表は、国連憲章に基づいて国連総会は《勧告》のみが可能で、武力手段を承認する権限がないという事実を指摘し、《安全保障理事会や総会の特別許可なしではとんでもない》と、横断に対し強硬に反対した。10月7日に可決された決議案は、《韓国全域に安定状態を確実にするためのすべての適切な措置が講じなければならない、国連軍は韓国のどこであっても必要以上に長く残ってあってならないと忠告するものである》と書かれている。ワシントンはこの二つの文章が38度線横断承認の意味で解釈した。なぜなら38度線を越えることが安定状態を確保するのに《適切な措置》であり、国連軍はそこに駐留しているようにという許可を受けていなければ、韓国の《どの場所》にでも必要以上にはいるなという要求をほとんど受けないからである。 New York Times、1950.9.29 (Lake Success 発 急報) ; I. F. Stone、The Hidden History of the Korean War (New York : Monthly Review Press、1952) /Baek Oe-gyeong訳、『秘史韓国戦争』,(ソウル：新学問社、1988),p.151

39) Certain Expenses of the United Nations(Article 17,paragraph 2,of the Charter),Advisory Opinion,ICJ Reports 1962,pp.164-165.

40) 憲章起草者の意図を表現したものに見える〈勧告〉という言葉は、拘束力のある兵力も安保理の措置に加えなかった。第7回III/ 2委員会の会議で、〈ベルギーの代表は4項で使われている《勧告》という言葉の法的効力について発起した国々に解釈を要請した。

米国代表は4項[憲章37条該当]の解決のための提言は、第8章、Bセクション、1項の[39条に該当]で想定した平和の脅威が含まれている紛争がなければ義務ではない。もし紛争の解決や安保理の勧告を実行することが失敗した場合、安保理が《国際平和と安全の維持のために必要ないくつかの措置を取り》その次に《機構の目的と原則に基づいて》、行動しなければならない平和の脅威が構成される。〉とした(UNCIO document 433,iii/ 2/15,p.2).

このような米国代表の解釈は、Dumbarton Oaks提案のうち8章、セクションB(1)の規定に含まれていたが、その内容は次のとおりである。《安保理がセクションAの3項[憲章33条に該当]に表現された手順やセクションAの5項[36条1項に該当]に応じた紛争の解決が失敗したと思われる場合は、国際平和と安全の維持に脅威を構成し、それは機構の目的と原則に基づいて国際平和と安全の維持に必要ないくつかの措置をとる。》

しかし憲章は、この条項が含まれていなかった。代わりに同じ結果が39条の適用により達成された。また、第9次III/2委員会の会議(UNCIO document 498,III/ 2/19,p.2)で、ベルギー代表は、彼が以前に提出した問題、すなわち8章、Aセクション[憲章第6章に該当するDumbarton Oaksの提案]の《勧告》という単語が紛争国と当事者の義務を伴うか、または安保理が承認または、承認しないかとされている提案された忠告を意味するだけかについて、より明確な回答を要請した。

米国代表は、英国代表の観点に合意し、言うことはAセクションは強要や強制なしで想定したことを明らかにするための意図だったとした(Cf. also UNCIO document 1027,III/ 2/31(I),p.4.); Hans Kelsen,The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems [New York : Frederick A. Praeger,1950],p.444引用)。

41) Christian Tomuschat,《United Nations、General Assembly》,Max Planck Encyclopedia of Public International Law,2011年,http://opil.ouplaw.com/home/EPIL,para.24;Kim Hyeon-Jeong・Kim So-Yeon,「国際法と国際政治の接点としたソフトでの役割 - 国連総会〈平和のための団結〉決議の条約法上効果を中心に」,『東亜法学』,Vol.0 No.76,(2017),p.156

42) FRUS,1950Vol.VIIKorea,pp.756-759

43) 国防軍事研究所、『米務省韓国国内状況の関連文書XI：韓国戦争資料総書49』、(ソウル：国防軍事研究所、1999) ,pp.239-241;Kim Hak-Jae,「韓国戦争と〈人道主義的救援〉の神話」、『戦場の人々』、(ソウル：ソンイン、2010) ,pp.42-43

44) GHQ,UNC,UNC Operations Order No.2,Annex1,国防軍事研究所、SN100：EUSAK Administrative Order No 26,国防軍事研究所,SN 1358;Park Myeong-lim、『韓国1950戦争と平和』(ソウル：ナナム出版、2003年),p.597

45) Schnabel,United States Army in the Korean War : Policy and Direction(Washington,D.C.: U.S. Government Printing Office,1972),p.194

46) FRUS 1950,Vol.VIIKorea,pp.854-857

47) NA,357AD / 12-1450,Administration Plan for North Korea,Washington to Seoul,October 30,1950;Ra Jong-II,「北韓統治の反省：1950年秋」、『脱冷戦時代韓国戦争の再照明』,(ソウル：ペッサンソダン、2000),p.350

48) 1950年10月12日、アンカーク臨時委員会の内部決議翻訳と原文を紹介する。

韓国関係臨時委員会は

1. 1950年10月7日付で総会で採択された決議文の規定下で、韓国の臨時委員会で凍結疑問に含まれている決議に基づいて、国連統合軍司令部と協議してアドバイスするように要請したことを考慮し、
2. 主権国家の韓国に統一されて独立した民主政府を樹立するために、国連主導下で総選挙実施を含むすべての注意活動を取ることに決定した同総会の件を考慮し、
3. 大韓民国政府は、国連によって国連臨時韓国委員団が監視および協議することのできた韓国地域に対する効果的支配権を持つ合法政府として承認されたとともに《結果的に韓国の他の地域に対して合法的であり効果的な支配を持っていると国連によって承認された政府はないを想起し》、
4. 戦争行為の勃発当時、大韓民国政府の効果的支配下にあると、国連によって承認されておらず、現在、国連軍によって占領されている韓国地域の統治と民事行政に対するすべての責任を国連韓国統一復興委員団がこの地域の行政を考慮することになるまでは、統合軍司令部が臨時に担当することを勧告して、
5. 統合軍司令部が、本決議に基づき、民事行政のために設置されたすべての機関と駐韓統合軍司令部指揮下の複数の国連加盟国の軍隊からの将校と協力するための早急な措置をとるように提案し、
6. 統合軍司令部に韓国委員団が到着するまで、この決議に応じた措置を臨時委員会に継続して報告するように要請する。

The Interim Committee on Korea,

1. Considering the Provisions of the resolution adopted by the General Assembly on 7 October, under which the Interim Committee on Korea is requested to consult with and advise the United Nations Unified Command in the light of the recommendations contained in that resolution;
2. Having regard to the General Assembly recommendation that all constituent acts be taken, including the holding of elections under the auspices of the United Nations, for the establishment of a unified, independent and democratic Government in the sovereign State of Korea;
3. Recalling that the Government of the Republic of Korea has been recognized by the United Nations as a lawful Government having effective control over that part of Korea Where the United Nations Temporary Commission on Korea was able to observe and consult, and that there is consequently no government that is recognized by the United Nations as having legal and effective control over other parts of Korea;
4. Advises the Unified Command to assume provisionally all responsibility for the Government and civil administration of those parts of Korea which had not been recognized by the United Nations as being under effective control of the Government of the Republic of Korea at the outbreak of hostilities, and which may now come under occupation by United Nations forces, pending consideration by the United Nations Commission for the Unification and Rehabilitation of Korea of the administration of these territories; and
5. Recommends that the Unified Command take immediate steps to associate with all authorities established for civilian administration in accordance with the present restoration officers from the several forces of members of the United Nations under the Unified Command in Korea;
6. Invites the Unified Command to keep the Interim Committee informed of the steps taken in response to this resolution, pending the arrival of the Commission in Korea.

(A/1881. REPORT OF THE UNITED NATIONS COMMISSION FOR THE UNIFICATION AND REHABILITATION OF KOREA, (1951.1.1.), p.13)

49) 英国が北韓統治問題に関する万能薬のように考えていた国連委員会は、北韓の行政を貫徹することは思いもよらなかつ数少ない弱体機関であり、これを構成している複数の国家出身の委員も、北韓に関しては完全に無知であるだけでなく、特別な関心も熱心もない人々であった。これらのいくつかはすでに戦勢が国連軍側に不利に逆転されはじめたところに韓国に到着してわずか数日も経たないうちに、現地生活の苦勞を我慢難しく《羨望の目で東京を眺めている状態》であった。PRO, Adams to FO, November 30, 1950, FO371 / 84073; Ra Jong-II, 「北韓統治の反省：1950年秋」、『脱冷戦時代韓国戦争の再照明』、(ソウル：ペッサンソダン、2000), p.355

50) 《7. 民間人の非武装地帯出入りに関する合意

停戦協定第8項および第9項の規定と1953年8月3日の軍事停戦委員会第6回会議で到達した原則上の合意によって停戦協定の発効日に確実に非武装地帯に居住していたり、または非武装地帯内で農業に携わった民間人が生活を維持するために、非武装地帯の北境界線、または南境界線を往復通過する必要があるときに各項により彼らに移動の自由を許可する。

1. 停戦協定の発効日に確実に非武装地帯に居住し、または非武装地帯内で農業に従事した民間人のみ非武装地帯北境界線、または南の境界線を通過することを、本合意の規定により許可する。(1955年6月27日から配偶者と子供を追加することで合意した。) ... 各方は、非武装地帯の自分側の部分に居住するか、農業に従事している資格を持ち、非武装地帯の境界線を通過する移動の自由を許されて、これを行使している民間人のリスト2部を遅くとも1954年3月15日まで軍事停戦委員会秘書処に提出する。これらのリストには本合意の発効日から1954年3月1日までの間に最初の申請を提出する資格のある民間人の氏名、年齢、性別、住所を含む。1954年3月15日以降は毎月同じ方式で補充リストを軍事停戦委員会秘書処に提出するが、これには、前回のリスト提出後に申請書を提出し、または有効期間が過ぎた許可の更新申請をした資格のある民間人を記入する。》《AGREEMENT ON ENTRY INTO AND DEPARTURE FROM THE DEMILITARIZED ZONE BY CIVILIANS》INDEX TO AGREEMENTS SUBSEQUENT TO THE SIGNING OF THE ARMISTICE AGREEMENT

TAB 《F》 (Revised 23 March 2017)

51) 《AGREEMENT ON ENTRY INTO AND DEPARTURE FROM THE DEMILITARIZED ZONE BY CIVILIANS》
INDEX TO AGREEMENTS SUBSEQUENT TO THE SIGNING OF THE ARMISTICE AGREEMENT TAB
《F》 (Revised 23 March 2017)